

平成 28 年度 事業計画

社会福祉法人
筑紫野市社会福祉協議会

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会 平成 28 年度 事業計画

『みなさん一人ひとりが福祉の主役』

「基本方針」

国の政策により経済情勢は上向きに転じていると言われているが、地域においては未だ福祉的な支援を必要とする人々がなおも増加傾向にあり、社会福祉協議会に対する住民ニーズは一層複雑多岐に及んでいる。

その反面、福祉サービスを提供するための主たる財源である会員会費や寄付金の伸び悩みに加え、赤い羽根共同募金運動においては配分金の減額に伴う一部事業の見直しを迫られる状況に陥っている。

これを打開するためまずは財政面での安定を確保すべく、寄付金等の募集では広報誌やホームページをフル活用し更なる啓発活動を行う。特に共同募金運動においてはイベント募金の実施や共同募金自販機の新たな設置等、通常の活動に加え様々な募金活動を活発に展開していく。

地域福祉の分野では、平成 28 年度に「第 5 次筑紫野市総合計画」の策定を受け、「第 2 次筑紫野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合性を図り、地域福祉の推進強化に取り組む。更に、平成 26 年度より開始した「暮らしのサポートセンター」による福祉サービス利用援助（日常的金銭管理）や法人後見の充実に努める。

また、天拝いこいの館については昨年に引き続き、経営の安定を図り地域福祉の西の拠点として各種福祉事業を行う。

一方、在宅福祉サービスの関係では、今後慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護の連携を強化し、利用者が安心して在宅生活を継続できるように、医療分野や関係事業所の協力を得て質の高いサービスを提供できるように努める。

そしてさるびあ学園関連では、生活介護事業に於いて利用者の年齢も高くなり、身体機能の維持・向上の取り組みや活動中の充足感が得られるよう、利用者の視点に立ったサービス提供を心がけ事業の充実に取り組む。また、3 年目を迎える児童発達支援事業では、身近な地域で適切な療育が受けられるよう、他機関とも密に連携して支援を行う。

これらすべての事業に於いて、全職員の機動力が地域住民からの評価に極めて大きな影響を及ぼすため、資質向上並びに能力開発を図るための研修に積極的に参加させ人材の育成を強力に推し進める。

なお、下記の項目を重点目標に掲げ平成 28 年度も全力で事業に取り組む。

「重点目標」

1. 筑紫野市と連携を取り生活困窮者の支援強化
2. 第 2 次筑紫野市地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進
3. 暮らしのサポートセンター事業に於ける法人成年後見の充実
4. 天拝いこいの館を活用した地域福祉推進事業の展開
5. 介護保険及び施設関連事業に係る経営の安定化
6. 身近な地域で適切な療育が受けられるように他機関との連携強化
7. 職員の資質向上・能力開発を図るための研修の実施

◆ 具体的な事業実施計画

区 分	事業項目	事業の内容
(1) 会員・寄付金関係 (総務課 総務担当)	①会員加入の促進	社協が実施している福祉事業を市民に広く知ってもらい、その財源となる会員会費加入の促進を図る。 行政区等での会合をはじめ、広報・ホームページなどにおいて啓発活動を行う。 また、福祉バス運行や福祉用具貸出など会員対象のサービスの充実を図る。
	②寄付金募集	一般寄付及び特別寄付(香典返し)等の寄付金募集について、広報誌・ホームページ・パンフレット等にて地域住民への啓発に努める。香典返しについては、お礼状の印刷を引き続き行う。また、広報誌等にお礼や寄付金の使途についての掲載を行う。
(2) 地域住民全般を 対象とする福祉 事業の実施 (総務課 総務担当)	①福祉バスの運行	市内のいきいきサロン活動や福祉ボランティア団体などに対して社協特別会員加入の促進を行いながら、活動の活性化のため福祉バスを有効に活用するとともに利用団体がより利用しやすい体制の整備に併せて取り組む。 また、ミーティングや安全運転講習を定期的に行い、情報・課題の共有及び事故防止に努める。
	②心配ごと相談事業	相談員をはじめ、弁護士等の協力のもと、福祉事務所において心配ごと相談窓口を毎週火曜日に開設する。また、より多くの市民が気軽に相談に来られるよう、広報誌等を通じて積極的なPRに努める。
	③結婚相談事業	相談員の協力のもと、毎月第1～3日曜日に結婚相談窓口を開設する。また、通常の相談とあわせて交流事業(お見合いパーティー)を様々な工夫を凝らして実施し、若い世代の成婚率が上がるよう努力する。
	④生活福祉資金貸付事業 (県社協委託事業)	<u>離職者や低所得者、障がい者世帯等に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図るために市及び民生委員の協力と支援のもと必要な資金の貸付手続きを行う。</u>
	⑤移送サービス事業	市内在住の社協特別会員で障がい者等(車椅子等を日常的に利用する方)を対象としてリフト付き車両により無料で通院等の支援を行い、利用者の社会生活の質の向上を図る。 また、運転ボランティアによる送迎支援の実施に向けての検討を行う。
	⑥福祉車両貸出事業	市内在住の社協賛助会員で、障がい者等(車イス等を日常的に使用する方)で送迎を必要とする方を対象に、リフト付き車両の無料貸し出しを行い、利用者の社会生活を支援すると同時に、本事業の主財源である社協会員会費の啓発にも力を入れる。
	⑦老人福祉センターの運営 (市委託事業)	高齢者等に対して、健康の増進や交流、情報提供を行う施設の運営を行うと共にサービス内容の充実を図るため職員研修を実施し、職員の質の向上に努める。 また、演芸会や作品展などのイベントを定期的に行いサービス向上に努める。 更に、施設の維持管理を徹底し、安全で安心して利用いただける施設運営を行う。

❖ 下線部は新規及び重点目標関連事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(3) 広報活動の充実 (総務課 総務担当)	①機関誌の発行	社協活動の周知、福祉情報の伝達及び住民の福祉意識の高揚を目的として「福祉だより」を発行し、市内全戸及び公共機関、共同募金運動協力企業等に配布する。 また、発行にあたっては編集委員会を実施し福祉委員等から意見を取り入れ、親しまれる広報誌を目指す。
	②ホームページでの福祉情報の提供	ホームページで社協における福祉活動を紹介することにより、社協活動を市民にアピールする。 また、福祉用具借用等の申請書のダウンロードなど、各種サービスが利用しやすい環境整備に引き続き取り組むと共にブログ等の積極的利用により、新しい情報や事業の報告、各種案内などをこまめに更新し、市民にとって身近で利用しやすいページづくりを行う。
	③広報活動の充実	社協活動を広く知ってもらうため、企業への働きかけや地域の行事等をはじめとして、パンフレットやチラシ、DVD・車両広告などあらゆる機会に広報活動を実施する。
(4) 共同募金運動の推進 (総務課 総務担当)	①共同募金運動の推進	地域福祉活動をはじめとする様々な事業・活動の財源充実を図るため共同募金会をはじめとする関係機関と連携し共同募金運動を行う。 また、これまで以上に配分金の使途の明確化を図ること及び適性かつ有効に配分金を活用することを目的とした配分検討委員会による検討会を実施する。
(5) 地域福祉活動の推進 (総務課 地域福祉担当)	① <u>第2次地域福祉計画及び活動計画の推進</u>	<u>平成28年度から実施される第5次筑紫野市総合計画や福祉関連個別計画との整合性を図りながら、「共に生き、支えあう社会」を目指し、市と連携を図りながら計画を推進していく。</u>
	②福祉委員制度の推進充実	誰もが安心して暮らすことができる地域づくりの実現を目指し、地域住民や行政区、民生委員児童委員と協力して地域福祉推進の担い手の一人である福祉委員制度を推進する。また、資質向上のための研修会の実施や情報提供を行っていく。
	③ふれあいいきいきサロン活動の支援及び充実	地域で活動している様々な団体と連携し、サロンの目的である生きがいきづくりや仲間作りなど、住民同士の自発的な支え合い活動であるふれあいいきいきサロン活動を推進する。
	④行政区単位の福祉活動の支援	地域コミュニティー運営協議会と連携を図りながら、福祉委員活動やふれあいいきいきサロン活動を通じて、行政区単位の福祉活動の支援を行う。
	⑤ <u>暮らしのサポートセンター事業（福祉サービス利用援助事業）の推進</u>	<u>判断能力が不十分なため日常生活に支障がある方を対象に「暮らしのサポートセンター」による福祉サービス利用援助（日常的金銭管理等）や法人後見を実施し、誰もが安心して地域の中で生活が続けられるよう支援を行う。</u>

❖下線部は新規及び重点目標関連事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(5) 地域福祉活動の 推進 (総務課 地域福祉担当)	⑥安全・安心まち づくり事業の推進	災害発生時において、迅速な災害ボランティアセンターセンター設置ができるよう、関係機関・団体等との連携を図る。
	⑦在宅介護者交流会の 開催	筑紫野市介護を考える家族の会と協働で介護者同士の交流や講演会、情報交換を目的とした「介護者のつどい」やリフレッシュ事業を開催する。
	⑧筑紫野市民生委員 児童委員連合会への 協力・支援	民生委員児童委員や主任児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことが出来る様、研修会の開催や関係機関との連絡調整、組織運営のための理事会、定例会、部会の開催を行う。
	⑨天拝いこいの館 運営管理業務	<u>昨年引き続き天拝いこいの館の経営の安定化を図ると共に、ひきこもりの子どもを持つ家族の会（相談事業）の支援や不登校に悩む保護者支援サポーター養成講座の開催など、地域福祉推進の西の拠点として天拝いこいの館を活用した事業展開を図る。</u>
(6) 障害者福祉事業 の推進 (総務課 地域福祉担当)	①手話奉仕員養成 講座の開催 (市委託事業)	手話の学習を通じて、聴覚障がい者や手話に対する理解を深め、聴覚障がい者の社会参加への協力の輪を広げることを目的に手話奉仕員養成講座を開催する。
	②障がい児者交流会	市内在住の障がい児者とその家族等が社会参加の一環として地域での交流を深めることを目的に交流会を実施する。(年1回)
	③共同作業所への支援	共同募金配分金を活用した無認可共同作業所への財政支援を行なう。 さらに、ボランティア団体である「ちくしの福祉村」との協働により、週1回カミーリヤで開催されている障がい者の作品展示・販売、市民との様々な交流・つながりの場である「もよってひろっぱ」の活動を支援する。
(7) ボランティア センターの機能 充実 (総務課 地域福祉担当)	①ボランティア センターの機能 充実	ボランティアセンター機能充実を図るため、生涯学習ボランティアバンクや関係機関・団体等との連携を強化する。 また、身近なボランティア活動の相談窓口として、情報発信やコーディネート機能の強化、新たな人材の育成・発掘のため講座等を開催する。
(8) 福祉教育・ボラン ティア学習の推 進 (総務課 地域福祉担当)	①福祉教育の推進	地域福祉を推進するための取り組みの一つとして、ボランティア連絡協議会及び当事者の協力を得ながら、学校や地域における福祉教育の推進を図る。
	②児童青少年ボラン ティアスクール	市内小・中学生を対象に、学校では経験できない福祉体験やボランティア活動を通じて、思いやりや支えあいの心を育むことを目的にサマーボランティアスクールを開催する。
(9) ボランティアの 育成 (総務課 地域福祉担当)	①ボランティア活動保 険加入促進	ボランティア活動を行う方々が安心して活動に取り組むことが出来るよう、ボランティア活動保険の周知及び一部加入助成を行う。

＊下線部は新規及び重点目標関連事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(9) ボランティアの 育成 (総務課 地域福祉担当)	②ボランティア活動 への支援	福祉ボランティア団体への助成や情報提供、連絡調整等を行い活動しやすい環境づくりに努める。 また、昨年に引き続きボランティア活動に興味・関心がある方や、若い世代を対象に活動に参加するきっかけづくりとして入門ボランティア講座を開催する。
	③分野別ボランティア講座の開催	各福祉ボランティアグループの協力により福祉ボランティアの養成講座を行う。 ❖ 入門拡大写本ボランティア講座⇨拡大写本うさぎ(3回) ❖ 入門点字教室 ⇨ 筑紫野市点字教室(4回) ❖ 入門朗読ボランティア講座⇨さくら会(2回)
(10) 子育て支援活動 の推進 (総務課 地域福祉担当)	①子育て支援活動の 推進	地域全体で子育てを行うという意識を高め、住民グループや次世代に向けての人材の育成など、地域ぐるみで子どもを安心して健やかに育てられる環境づくりを推進していく。 また、子育てについての情報交換や仲間作りの場である子育てサロン「ふれんず広場」を開催する。(年3回)
(11) 各種貸出事業 推進 (総務課 地域福祉担当)	①福祉機器貸出事業	市内在住の社協賛助・特別会員を対象として、介護者の身体的負担の軽減や、介護が必要な高齢者・障がい者が可能な限り自立した生活が送れるよう福祉機器の貸出を行う。 また、感染予防等から貸出機器の消毒を徹底する。併せて共同募金並びに社協会員会費のPRを行う。 ★ 貸出機器 ⇨ 車椅子・介護支援ベッド・エアマット・ポータブルトイレ・浴槽内椅子・シャワーイス・浴槽手すり等
	②行事用機器 貸出事業	地域福祉活動の活性化を図ることを目的に、各行政区や福祉関係団体・ボランティアグループ等が行う交流会やつどい等の活動に必要な行事用機器の貸出を行い、社協活動並びに共同募金のPRを併せて行う。 ★ 貸出機器 ⇨ 綿菓子機・ポップコーン機・ヨーヨー釣り用具・催事用テント等
(12) 介護保険事業 (福祉課 介護保険担当)	①筑紫野市入浴 サービス事業	重度の身体障がい者等に対し訪問入浴車により、自宅での入浴サービスを提供する。 また、利用者が重度の障がい者であるため、家族及び主治医や関係機関との連携を密にし、サービス提供を行う。
	②訪問入浴介護事業	訪問入浴が必要な高齢者に対し訪問入浴車により、自宅での入浴サービスを行い、褥瘡予防など健康状態の維持に努める。 また、利用者及び介護者へ適切なサービスを提供するため職員研修を実施し、支援技術の向上を図る。
	③介護予防 訪問入浴介護事業	介護予防が必要と認定された利用者に対して、介護予防訪問入浴介護サービスを行い要介護状態にならないよう支援を行う。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(12) 介護保険事業 (福祉課 介護保険担当)	④居宅介護支援事業	法令遵守を基本とし、特定事業所加算（Ⅱ）取得事業所の介護支援専門員としての専門性を発揮し、要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成する。 高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、他職種との連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指す。
	⑤訪問介護事業	「対象：要介護1～5」要介護認定を受けた方が、可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう食事、入浴、排泄等の身体介護及び家事援助等のサービスを提供する。
	⑥介護予防 訪問介護事業	「対象：要支援1、2」要支援の認定を受けた方が日常の家事などをできるだけ自力で行い、身体機能の維持向上に努め、要介護の状態にならないよう支援する。
	⑦ <u>経営及び雇用の安定化</u>	<u>介護保険制度の見直しに的確に対応し、経営の分析を行い安定した経営を目指す。</u> <u>働きやすい職場環境を整備し、研修等の受講や資格取得の機会を与えることにより資質及びサービスの向上に努め雇用の安定を図る。</u>
	⑧利用者増に向けた取り組み	利用者増を図るためホームページ・電話帳に広告を掲載するとともに、医療機関や居宅介護支援事業所等の関係機関を訪問しPRに努める。
(13) 在宅福祉事業 (福祉課 介護保険担当)	①障がい者ホームヘルパー派遣事業	居宅において自立した生活を営むことができるよう相談支援事業所や他機関との連携を図り、身体介護・家事援助・外出介助サービスを提供するため、ホームヘルパーを派遣し在宅生活を支援する。
	②高齢者家事援助ヘルパー派遣事業（市委託事業）	介護保険の認定では自立と判断された方や、市が介護予防の必要があると判断した高齢者に対し、地域包括支援センターとの連携のもとホームヘルパーを派遣する。
	③コミュニティヘルパー派遣事業	市関係課や地域福祉活動との連携を図り、突然の疾病や事故等により援助を必要とする方へ身体介護、家事援助サービスを提供する為、ホームヘルパーを派遣する。 (なお、介護保険利用者については、介護保険制度を優先。)
	④食の自立支援事業（市委託事業）	調理や買い物が困難な高齢者や障がい者に対して、栄養のバランスがとれた夕食の提供と配達時の安否確認を行うことで、食生活の改善、生活の質の向上及び家族の負担軽減を図る。 ❖ 安否確認と併せて生活課題の早期発見に努め必要に応じて家族や関係機関への連絡調整を行う。 ❖ お楽しみ弁当の実施（年6回） 市関係課・包括支援センター並びに介護保険関連事業所及び地域福祉活動や民生委員との連携を図り、見守り支援体制づくりを推進する。

❖下線部は新規及び重点目標関連事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(14) 生活介護事業、 日中一時支援 事業 (福祉課施設担 当、さるびあ 学園)	①生活介護事業 (市指定管理事業) ✿定員 20 名 ✿障がい支援区分 3 以上	利用者の人権を尊重し、一人ひとりの能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、個別支援計画に基づき質の高いサービスを提供し、支援を行う。 <支援内容> (ア) 食事介助：個々に応じた介助、支援を行う。 (イ) 排泄介助：同性介護を基本にプライバシーに配慮し、介助を行う。 (ウ) 活動の提供：個々の能力、特性に応じた適切な支援を行う。 (エ) 作業活動：さおり織り、園芸作業、点訳本の製作、 (オ) 創作活動：紙すき、団扇・葉書・しおり作り、紙粘土細工作り、 (カ) 生活活動：調理、買い物、喫茶外出、 (キ) 文化活動：音楽活動、読書、紙芝居、音楽鑑賞・映画鑑賞、絵画等の製作、カラオケ、 (ク) 健康増進活動：散歩、ジョギング、機能訓練等、
	②季節行事活動	施設内外を問わず季節を感じる行事を実施して、施設利用者相互の親睦やボランティアとの交流を図る。 ✿ 4月⇨お花見、5月⇨端午の節句、7月⇨七夕、 9月⇨防災訓練、10月⇨ハロウィン、 12月⇨餅つき・クリスマス会、1月⇨新年会、 2月⇨節分、3月⇨雛祭り、
	③餅つき大会	餅つきによる交流を通して、利用者やその家族とボランティアがふれあうことにより、相互に理解を深めることを目的に実施する。 ✿ 開催予定日：12月上旬
	④お楽しみ食事会	食事を通しての楽しみづくりとして、季節にあった食事会を実施する。(バーベキュー・流しそうめん・焼き芋等)
	⑤社会体験親睦 バスハイク	通常の活動から離れ、文化・観光施設の利用や工場等の社会見学を通して楽しみや感動、満足感を味わい、経験の幅を広げ、社会参加及び自立を高める。 また、通常の活動時ではボランティアや利用者家族との交流の機会が少ないため、お互いの親睦を図る目的でバスハイクを実施する。
	⑥地域社会参加活動	地域の方や市内の各団体・グループの方、福祉関係の大学の学生とレクリエーションを通して交流を図り、障がい者福祉への理解を高める。 ✿ 開催予定日：通年 ✿ 内容：日常活動の紹介、レクリエーション

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(14) 生活介護事業、 日中一時支援 事業 (福祉課施設担 当、さるびあ 学園)	⑦音楽療法	<u>外部講師の音楽療法士指導のもと、楽器の活動や歌の活動、身体活動を通して音楽を楽しみながらリラックス、集中力のアップ、情緒の安定などを図る。</u>
	⑧職員研修	<u>利用者への支援技術やコミュニケーション能力の向上を図るため、研修会等へ積極的に参加する。</u>
	⑨他機関との連携	<u>利用者の方の中には、高齢化及び保護者の高齢化が進んでいる方がいる。可能な限り、地域での結び付きを重視し、住み慣れた家や地域で生活できるように支援を行う。サービス等利用計画の作成も必須となり、利用者に対する支援を着実につないでいくため、相談支援事業者や他機関と緊密な連携を確保する。</u>
	⑩地域生活支援事業 (市指定管理事業) (日中一時支援事業) 定員：10名	夏休み等長期休み期間中、障がいを持つ小学1年生から高校3年生までを対象に休み期間中の生活の安定を図り、自立や社会参加のための力を養う。 また、生活介護サービス利用につなげていくため、利用者およびその家族に対して、施設説明を行う。 ❖ 実施期間：夏休み、冬休み、春休み期間
(15) 児童発達支援 事業所 「ちく しのスマイルキ ャズ」事業 (福祉課施設担 当、さるびあ 学園)	①児童発達支援事業 ❖定員一日10名	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児に対し、基本的な生活習慣の自立が図れるように、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を行うこと、社会への適応を促す。また、未就学児の意思及び人格を尊重して、未就学児及びその家族の立場に立った児童発達支援を行う。 <支援内容> (ア) 日常生活における基本的動作の指導及び習得 (イ) 集団生活への適応訓練 (ウ) 家族に対する相談等 (エ) その他必要な支援
	②親子通園	心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児及び保護者を対象とした、小グループ(年齢区分)により、児童発達支援計画に基づき設定プログラム(遊び)を通して、子どもへの関わり方、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる方々への理解・受容の働きかけを行う。また、保護者交流会(勉強会)を開催する。
	③個別及び集団訓練	児童発達支援計画に基づき心身の発達において特別な配慮が必要と思われる未就学児に対し、設定した個別や集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施する。

❖下線部は新規及び重点目標関連事項です。

区 分	事 業 項 目	事 業 の 内 容
(15) 児童発達支援 事業所 「ちく しのスマイルキ ッズ」事業 (福祉課施設担 当、さるびあ 学園)	④月別活動	4月⇨お花見、5月⇨端午の節句、7月⇨七夕、 8月⇨プール（水遊び）、9月⇨お月見会、 10月⇨ハロウィン、12月⇨餅つき・クリスマス会、 1月⇨新年会、2月⇨節分、3月⇨雛祭り、
	⑤遠足	<u>社会のルールを学び、季節の変化を感じられる園外療育として遠足を行う。</u>
	⑥他機関との連携	<u>相談から療育までの円滑な支援を行うため、市各関係機関や他施設等で実施している支援が必要な未就学児に係る事業との連携を図り、必要に応じて関係者会議を行うことにより、切れ目のない支援体制づくりを行う。</u>
	⑦職員研修	<u>障がい特性理解や支援方法が学べる研修に参加し、支援技術や視点の向上を図る。また、支援技術や方法を職員間で共有できるように内部研修を行う。</u>
	⑧経営の安定化	<u>質の高いサービスを提供するために、経営の効率化と安定化を図る。</u>

❖下線部は新規及び重点目標関連事項です。